



平成 20 年 4 月 4 日

各 位

会社名 : ウエルシア関東株式会社
代表者名 : 代表取締役会長兼社長 鈴木孝之
(コード番号 2717 東証第二部)
問い合わせ先: 取締役財務経理本部長 佐藤 範正
電話 048 - 662 - 7711

株式移転計画書の作成及び最終契約書締結 並びに新株予約権付与に関するお知らせ

当社及び株式会社高田薬局(静岡県静岡市、以下「高田薬局」)は、平成 20 年 3 月 14 日付「ウエルシア関東(株)と(株)高田薬局の株式移転による共同持株会社設立及び経営統合に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日開催の両社各取締役会決議に基づき、「株式移転計画書」を作成し、「株式移転計画に関する覚書(以下「最終契約書」)」を締結いたしました。

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の定時株主総会による承認を前提として、平成 20 年 9 月 1 日に株式移転により、グローウェルホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」)を設立すること(以下「本株式移転」)について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 基本合意書締結取締役会 | 平成 20 年 3 月 14 日 |
| 株式移転基本合意書締結 | 平成 20 年 3 月 14 日 |
| 株式移転決議取締役会 | 平成 20 年 4 月 4 日 |
| 株式移転計画書締結 | 平成 20 年 4 月 4 日 |
| 株式移転計画承認株主総会 | 平成 20 年 5 月 27 日(予定) |
| 上場廃止日 | 平成 20 年 8 月 26 日(予定) |
| 新会社設立登記日(効力発生日) | 平成 20 年 9 月 1 日(予定) |
| 新会社上場日 | 平成 20 年 9 月 1 日(予定) |
| 株券交付日 | 平成 20 年 10 月下旬(予定) |

ただし、今後止むを得ない事情が発生した場合には、両社協議の上日程を変更する場合があります。

(2) 株式移転比率

| | 共同持株会社 | ウエルシア関東 | 高田薬局 |
|--------|--------|---------|-------|
| 株式移転比率 | 1.0 | 1.0 | 1,171 |

株式の割当比率

ウエルシア関東の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、高田薬局の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1,171株をそれぞれ割当て交付いたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

単元株式数について

共同持株会社における単元株式数を100株とすることを予定しております。(なお、現在のウエルシア関東の単元株式数は100株です。)

共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 14,061,474株

当該新株式数は、平成20年3月1日におけるウエルシア関東及び高田薬局の発行済株式総数を基に記載しております。今後、共同持株会社設立の直前までにウエルシア関東の新株予約権の行使等がなされた場合は、共同持株会社が交付する株式数は変動することがあります。

なお、高田薬局の新株予約権は権利行使等により、現時点において残高はございません。

(3) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎及び経緯

両社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はみらいコンサルティング株式会社(以下「みらいコンサルティング」)に、高田薬局は株式会社インターリンク(以下「インターリンク」)に、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

ウエルシア関東は、みらいコンサルティングによる株式移転比率の算定結果を参考とし、高田薬局はインターリンクによる株式移転比率の算定結果を参考として、株式移転比率について検討、協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、株式移転比率の算定の基礎及び経緯につきましては、平成20年3月14日に公表いたしましたプレスリリースに記載されている内容に変更はございません。

算定機関との関係

第三者機関であるみらいコンサルティング、インターリンクは、いずれも当社及び高田薬局の関連当事者に該当いたしません。

(4) 完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ウエルシア関東発行の新株予約権(ストックオプション)については、会社法774条4項に則り、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する新株予

約権に代わる共同持株会社の新株予約権を交付いたします。なお、現時点において高田薬局発行の新株予約権の残高はありません。また、両社は新株予約権付社債を発行していません。

消滅する新株予約権と新たに交付する新株予約権の主な内容は以下のとおりです。新たに交付する新株予約権の詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | ウエルシア関東株式会社第 2 回 新株予約権(平成 20 年 3 月 1 日 現在) | グローウェルホールディングス株式 会社第 1 回新株予約権 |
| 発行日 | 平成 16 年 11 月 30 日 | 平成 20 年 9 月 1 日 |
| 新株予約権の割当対象 者 | ウエルシア関東の取締役、監査 役及び従業員 | 左記新株予約権者のうち、株式移転 の効力発生日(平成 20 年 9 月 1 日) 時点で未行使の対象者 |
| 新株予約権の総数 | 1,973 個(注) | 左記のうち、株式移転の効力発生日 (平成 20 年 9 月 1 日)時点で未行使 の個数 |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的とな る株式数 | 262,409 株(注) | 左記のうち、株式移転の効力発生日 (平成 20 年 9 月 1 日)時点で未行使 の個数に対応する株式数 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償とする | 無償とする |
| 新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額 | 1 株当たり 2,570 円 | 1 株当たり 2,570 円 |
| 新株予約権行使期間 | 平成 18 年 12 月 1 日から 平成 20 年 11 月 30 日まで | 平成 20 年 9 月 1 日から 平成 20 年 11 月 30 日まで |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | ウエルシア関東株式会社第 3 回 新株予約権(平成 20 年 3 月 1 日 現在) | グローウェルホールディングス株式 会社第 2 回新株予約権 |
| 発行日 | 平成 18 年 3 月 1 日 | 平成 20 年 9 月 1 日 |
| 新株予約権の割当対象 者 | ウエルシア関東またはウエルシ ア関東の子会社の取締役、監査 役及び従業員 | 左記新株予約権者のうち、株式移転 の効力発生日(平成 20 年 9 月 1 日) 時点で未行使の対象者 |
| 新株予約権の総数 | 3,920 個(注) | 左記のうち、株式移転の効力発生日 (平成 20 年 9 月 1 日)時点で未行使 の個数 |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |

| | | |
|------------------------|--------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式数 | 474,320 株(注) | 左記のうち、株式移転の効力発生日(平成 20 年 9 月 1 日)時点で未行使の個数に対応する株式数 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償とする | 無償とする |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1 株当たり 4,505 円 | 1 株当たり 4,505 円 |
| 新株予約権行使期間 | 平成 20 年 3 月 1 日から 平成 22 年 2 月末日まで | 平成 20 年 9 月 1 日から 平成 22 年 2 月末日まで |

(注) 株式移転の効力発生日までの行使状況により変動します。

(5) 共同持株会社の上場申請

新たに設立する共同持株会社の株式については、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日につきましては、東京証券取引所の規則等に基づいて決定されますが、共同持株会社設立の登記日である平成 20 年 9 月 1 日を予定しております。なお、株式移転に伴い、ウエルシア関東株式は平成 20 年 8 月 26 日に東京証券取引所への上場が廃止される予定です。

(6) 完全子会社となる会社の剰余金の配当について

ウエルシア関東は、平成 20 年 8 月 31 日を基準日として、平成 20 年 3 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日までの期間に対応する配当を実施する予定です。

2. 株式移転の当事会社の概要

| (1) 商 号 | ウエルシア関東株式会社(連結) | 株式会社高田薬局(単体) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---|----|---------|--------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|------------------------------|-------|---|-----|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| (2) 事 業 内 容 | ドラッグストアの経営 | ドラッグストア及び調剤薬局の経営 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 設 立 年 月 日 | 1974年4月19日 | 1983年11月18日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 本 店 所 在 地 | 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 四丁目47番地7 | 静岡県静岡市葵区宮ヶ崎町5番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 代 表 者 | 代表取締役会長兼社長 鈴木 孝之 | 代表取締役社長 高田 隆右 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 資 本 金 | 3,059百万円(2007年2月末) | 330百万円(2008年2月末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 発行済株式総数 | 9,459,073株(2007年2月末) | 2,200株(2008年2月末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8) 純 資 産 | 12,394百万円(2007年2月末) | 2,241百万円(2007年9月末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9) 総 資 産 | 31,422百万円(2007年2月末) | 12,214百万円(2007年9月末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) 決 算 期 | 2月末日 | 9月30日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) 従 業 員 数 | 892名(2007年2月末) | 423名(2007年9月末) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12) 主 要 取 引 先 | 一般消費者 | 一般消費者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イオン株式会社</td> <td>29.46%</td> </tr> <tr> <td>鈴木 アサ子</td> <td>6.88%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ツルハ</td> <td>5.62%</td> </tr> <tr> <td>鈴木 孝之</td> <td>4.00%</td> </tr> <tr> <td>モルガンスタンレー アンドカンパニーイン ク</td> <td>3.53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2007年2月末日現在)</p> | 株主名 | 比率 | イオン株式会社 | 29.46% | 鈴木 アサ子 | 6.88% | 株式会社ツルハ | 5.62% | 鈴木 孝之 | 4.00% | モルガンスタンレー アンドカンパニーイン ク | 3.53% | <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田 隆右</td> <td>43.63%</td> </tr> <tr> <td>高田 都子</td> <td>20.45%</td> </tr> <tr> <td>高田 智生</td> <td>15.90%</td> </tr> <tr> <td>ウインダー持株会</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>岡田 和隆</td> <td>1.36%</td> </tr> <tr> <td>宮崎 宰治</td> <td>1.36%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2008年2月末日現在)</p> | 株主名 | 比率 | 高田 隆右 | 43.63% | 高田 都子 | 20.45% | 高田 智生 | 15.90% | ウインダー持株会 | 12.50% | 岡田 和隆 | 1.36% | 宮崎 宰治 | 1.36% |
| 株主名 | 比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イオン株式会社 | 29.46% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鈴木 アサ子 | 6.88% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社ツルハ | 5.62% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鈴木 孝之 | 4.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| モルガンスタンレー アンドカンパニーイン ク | 3.53% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株主名 | 比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高田 隆右 | 43.63% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高田 都子 | 20.45% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高田 智生 | 15.90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウインダー持株会 | 12.50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岡田 和隆 | 1.36% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎 宰治 | 1.36% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (14) 主 要 取 引 銀 行 | (株)埼玉りそな銀行、(株)みずほ銀行、 (株)三菱東京UFJ銀行 | (株)静岡銀行、(株)三菱東京UFJ銀 行、商工組合中央金庫、住友信託 銀行(株)、(株)三井住友銀行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (15) 当 事 会 社 間 の 関 係 等 | 資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 高田薬局の純資産及び総資産の金額は、2008年2月の新株予約権の行使により直前決算期末より増加しておりますが、直前決算期末の数値を記載しております。

なお、高田薬局の新株予約権は権利行使等により、現時点において残高はございません。

3. 最近3年間の業績

ウエルシア関東株式会社(連結)

(単位:百万円)

| 決 算 期 | 平成 17 年 8 月 | 平成 18 年 2 月 | 平成 19 年 2 月 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 売 上 高 | 58,916 | 32,896 | 87,001 |
| 営 業 利 益 | 2,197 | 961 | 2,964 |
| 経 常 利 益 | 2,259 | 1,069 | 3,104 |
| 当 期 純 利 益 | 1,293 | 565 | 1,611 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 193.54 | 77.38 | 194.57 |
| 1株当たり配当金(円) | 25.00 | 12.50 | 30.00 |
| 1株当たり純資産(円) | 784.23 | 767.27 | 1,307.35 |

注)平成18年2月期につきましては、決算期を8月末日より2月末日に変更しておりますので、6ヶ月間の業績となっております。

株式会社高田薬局(単体)

(単位:百万円)

| 決 算 期 | 平成17年9月 | 平成18年9月 | 平成19年9月 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 売 上 高 | 28,968 | 28,766 | 29,535 |
| 営 業 利 益 | 519 | 565 | 356 |
| 経 常 利 益 | 699 | 697 | 513 |
| 当 期 純 利 益 | 90 | 221 | 204 |
| 1株当たり当期純利益(円) | - | 158,145 | 146,216 |
| 1株当たり配当金(円) | - | - | - |
| 1株当たり純資産(円) | 1,297,011 | 1,457,716 | 1,601,018 |

4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

| (1) 商号 | グローウェルホールディングス株式会社 英文名称: GROWELL HOLDINGS CO., LTD. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--------------------|----|----|----|---------|-------|--------------------|---------|-------|--------------|-----|-------|----------------|-----|-------|----------------|-----|-------|-------------|-----|-------|---------------|-----|-------|-------------|-----|-------|---------------|-----|-------|---------------|
| (2) 事業内容 | 各種事業を営む会社の株式を所有することによる当該事業会社及びグループの経営管理並びにその付帯業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 本店所在地 | 東京都千代田区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 代表者及び役員の就任予定 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>現職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表取締役会長</td> <td>鈴木 孝之</td> <td>現ウエルシア関東代表取締役会長兼社長</td> </tr> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>高田 隆右</td> <td>現高田薬局代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>池野 隆光</td> <td>現ウエルシア関東取締役副社長</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>松本 忠久</td> <td>現ウエルシア関東取締役副社長</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>佐藤 範正</td> <td>現ウエルシア関東取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>今井 宏至</td> <td>現ウエルシア関東社外取締役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>渡邊 一行</td> <td>現ウエルシア関東監査役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>早水 恵之</td> <td>現ウエルシア関東社外監査役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>多比羅 誠</td> <td>現ウエルシア関東社外監査役</td> </tr> </tbody> </table> | | 役名 | 氏名 | 現職 | 代表取締役会長 | 鈴木 孝之 | 現ウエルシア関東代表取締役会長兼社長 | 代表取締役社長 | 高田 隆右 | 現高田薬局代表取締役社長 | 取締役 | 池野 隆光 | 現ウエルシア関東取締役副社長 | 取締役 | 松本 忠久 | 現ウエルシア関東取締役副社長 | 取締役 | 佐藤 範正 | 現ウエルシア関東取締役 | 取締役 | 今井 宏至 | 現ウエルシア関東社外取締役 | 監査役 | 渡邊 一行 | 現ウエルシア関東監査役 | 監査役 | 早水 恵之 | 現ウエルシア関東社外監査役 | 監査役 | 多比羅 誠 | 現ウエルシア関東社外監査役 |
| 役名 | 氏名 | 現職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表取締役会長 | 鈴木 孝之 | 現ウエルシア関東代表取締役会長兼社長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表取締役社長 | 高田 隆右 | 現高田薬局代表取締役社長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取締役 | 池野 隆光 | 現ウエルシア関東取締役副社長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取締役 | 松本 忠久 | 現ウエルシア関東取締役副社長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取締役 | 佐藤 範正 | 現ウエルシア関東取締役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取締役 | 今井 宏至 | 現ウエルシア関東社外取締役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査役 | 渡邊 一行 | 現ウエルシア関東監査役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査役 | 早水 恵之 | 現ウエルシア関東社外監査役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査役 | 多比羅 誠 | 現ウエルシア関東社外監査役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 資本金 | 10億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 純資産(連結) | 未定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 総資産(連結) | 未定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8) 決算期 | 8月末日(注) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9) 会計処理の概要 | 本株式移転は、企業結合会計基準の「取得」に該当いたしますので、パーチェス法を適用することが見込まれておりますが、現時点ではのれんの金額を見積もることができないため、金額及び償却年数等については確定次第お知らせいたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) 今後の見通し | 今後、両社の統合後の事業及び業績見通しについて検討し、確定でき次第お知らせいたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注)平成20年3月14日付の「ウエルシア関東(株)と(株)高田薬局の株式移転による共同持株会社設立及び経営統合に関するお知らせ」の開示時には決算期を2月末日としておりましたが、初年度を1年間とするために決算期を8月末日に変更致しました。

5. 本株式移転による共同持株会社設立の背景及び目的について

ドラッグストア業界を取り巻く環境はめまぐるしいほど大きな変革にさらされております。平成 21 年から薬事法改正によって、コンビニやスーパー等が登録販売者となって薬剤師でなくても大衆薬を扱うことができるようになります。また、国による医療費の抑制から薬価や調剤報酬の見直しやジェネリック薬品の普及が促進されております。

一方、一般消費者からはセルフメディケーションの推進から「低価格、利便性、情報」等の要求が強くなっており、少子高齢化の流れから「安心、安全」の要求にも答えなければなりません。

このような環境から、業界内では異業種を含めた低価格競争に加え出店競争がさらに激しさを増し、ドラッグストア企業は単独での生き残りが難しい状況になってきており、異業種を巻き込んだ M & A が進んでおります。

当社グループは、埼玉県を中心に関東圏におきまして 屋号「ウエルシア」として、調剤併設、深夜営業、カウンセリング化粧品等の拡大を積極的に推進し、魅力ある売り場作りに注力し、平成 20 年 2 月末現在 297 店舗を展開しております。また、企業の成長戦略の柱として M & A を積極的に推進し、高い成長を続けてまいりました。

一方、高田薬局は、静岡県を中心に 98 店舗(平成 20 年 2 月末現在)のドラッグストア及び調剤薬局を展開しており、地元ドラッグストア業界の中で、店舗数、業容ともにトップクラスを誇り、調剤を中心とした治療面と健康食品やスイッチ OTC を中心とした予防面の両面に亘り、情報提供やカウンセリングを重視した地域密着型の事業展開を行っております。

今後、地域の強固な地位を確保するため、スケールメリットを活かしつつ、両社のノウハウや人材資源を適宜共有し、商品仕入及びシステムを統合することでシナジー効果を発揮し、社会環境、医療、福祉をはじめとする「健康支援」「豊かな社会生活支援」に対応できる企業を目指します。

両社は、治療や予防の両面に亘り、専門性を追求し、介護や地域医療を意識した調剤併設型ドラッグストアを目指しており、少子高齢化の時代の流れに沿って進化発展してゆくものと考えております。

以上

(別紙)

グローウェルホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

グローウェルホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、グローウェルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、133株とする(新株予約権の目的たる株式の総数は262,409株とする。)

ただし、平成20年4月4日以降当社の成立の日までに、ウエルシア関東株式会社(以下、「ウエルシア関東」という。)が同社の普通株式につき株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)、株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

3. 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みは要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,570円とする。

ただし、平成20年4月4日以降当社成立の日までにウエルシア関東が同社の普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後に当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証

券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、当社(平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整に際してはウエルシア関東)の発行済株式数から当社(平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整に際してはウエルシア関東)が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の権利を行使することができる期間

平成20年9月1日から平成20年11月30日まで

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人は、権利を行使できないものとする。
- (3) その他の条件は、別途当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が、当社株主総会で承認された時(株主総会が不要の場合には、当社取締役会の決議がなされた時)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、当該新株予約権者が、6.(1)に規定する条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、新株予約権者が死亡した場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は当社は当該新株予約権を無償で取得する。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記 6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
 - (9) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金に関する事項

上記 10. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

グローウェルホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

グローウェルホールディングス株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、グローウェルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、121株とする(新株予約権の目的たる株式の総数は474,320株とする。)

ただし、平成20年4月4日以降当社の成立の日までに、ウエルシア関東株式会社(以下、「ウエルシア関東」という。)が同社の普通株式につき株式分割(普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)、株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

3. 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みは要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、4,505円とする。

ただし、平成20年4月4日以降当社成立の日までにウエルシア関東が同社の普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後に当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証

券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、当社(平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整に際してはウエルシア関東)の発行済株式数から当社(平成20年4月4日以降当社成立の日までに、ウエルシア関東が時価を下回る価額で同社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整に際してはウエルシア関東)が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

5. 新株予約権の権利を行使することができる期間

平成20年9月1日から平成22年2月末日まで

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人は、権利を行使できないものとする。
- (3) その他の条件は、別途当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が、当社株主総会で承認された時(株主総会が不要の場合には、当社取締役会の決議がなされた時)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、当該新株予約権者が、6.(1)に規定する条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、新株予約権者が死亡した場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は当社は当該新株予約権を無償で取得する。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下、「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記 6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
 - (9) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金に関する事項

上記 10. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上